

道州制ビジョン懇談会において出された主な意見（基礎自治体関連）

＜中間報告以降の各委員の意見＞

- 基礎自治体は住民に密着した行政サービスを全部担うことを基本に考えるべきではないか。そして、基礎自治体は人口・財政規模にかかわらず、一定の事務事業を担うため、すべての基礎自治体が同格であると考えべきではないか。
- 小規模自治体に対しては、周辺自治体の協力、あるいは州政府がブロック機関を設けて補完する必要があるのではないか。
- 補完性の原理・近接性の原理に基づき、最も身近な政府が内政の大半を担うという基本原則の下で、すべてを担うことができない小規模町村への手当を考えるべきではないか。道州の権限を基礎自治体に割り振って制度設計をするのではなく、あくまでも基礎自治体ができないときにどうするのかという視点から議論すべきではないか。
- 対人的なサービスについて、小規模自治体は財政的に苦しいが非常にきめ細かい対応ができているのに対し、大都市では高齢化が進みサービスのミスマッチが生じている。基礎自治体のあり方を考える際には、基礎自治体が機能するよう、大き過ぎる団体は体制を少し考え直さなければならないのではないか。逆に小さい団体は、地方制度調査会等での議論のように、どのように役割を補完していくかという方向で考えるべきではないか。
- 中心に近い市が周辺町村の行政を補完するという考え方をすべきではないか。
- 基礎自治体のサービスをきめ細かく行うためには、道州の補完体制をしっかりと、住民に安心してもらわないといけないのではないか。
- 基礎自治体については、やはり補完性の原理、近接性の原理を基本に考えるべきではないか。市町村の嫌気を誘わないよう、合併一本ではなくて、広域連携等により、各団体が機能をシェアしていくという選択肢もあるのではないか。
- 基礎自治体において道州制下における格差の拡大の懸念が非常に大きいのが、連携や補完の仕組み、具体的には定住自立圏構想や広域事務組合などを取り入れながら制度設計をして、特に基礎自治体における不安あるいは懸念を正面から見据えて対応していくことが今後の進め方として大事ではないか。
- 北奈井江町長は医療福祉サービスを一つの圏域で一元的に管理できるその最大の範囲が一つの基礎自治体の単位になると発言している。具体的には、医療福祉に関して非常にきめ細かい運営をしつつ、そのサービスの平準化が可能となる最大の範囲が一つの基礎自治体になるべきではないかと発言している。
- 基礎自治体については各道州の中でお考えくださいというふんわりしたプレゼンテーションでは草の根的な議論が巻き起こってこないのではないか。
- 小規模な基礎自治体の行政能力の強化が、道州制を導入するための前提条件の整備として最も関心が高いのではないか。（例；地理的な理由などによって合併が困難な基礎自治体については、広域連合の活用、機関と職員の共同設置、定住自立圏構想への取り組み、事務の近隣市への委託、道州政府による補完・支援、フランスにみられる都市共同体の設置、一部事務組合の活用等）
- 基礎自治体については、平成の合併の検証や最適な基礎自治体の規模についてしっかりと議論していく必要があるのではないか。

- 九州地域戦略会議の「道州制の九州モデル」では、道州政府と基礎自治体との関係は、各々が独立した自治立法権・行政権・財政権を持つことを基本としている。
- 外交、防衛は国の役割だとしても、75%基地のある沖縄に対して、国と沖縄の役割分担についての議論が必要ではないか。
- 離島問題や、基地問題も考えるべきではないか。
- 自治立法権の担い手である地方議会には、条例制定能力、首長が提案する予算案や条例案に対する審議能力、行政機関に対するチェック能力、住民のニーズを的確に把握する資質等の高い問題解決能力が求められるのではないか。
- 強制合併の話や国が出てきて面倒を見るという議論は、手っ取り早いようだが、自治の精神からすると対極にある議論で、考えるべきではないのではないか。
- 九州域内に適度に分散する都市圏とその周辺的生活圏、それから離島・中山間地などがその個性を生かした機能分担を行い、相互の結びつきを強化することにより、特定都市への集中を抑え、バランスのとれた九州の圏土づくりをやりたい。
- 大都市の扱いについての議論は避けて通れないのではないか。
- 一部の大都市の中では、都市州として道州から独立すべきとの議論があるが、今後の議論を不必要に拡散させないためにも、首都圏・東京を除き、地域主権型道州制には、都市州は並び立たないということを、明確に打ち出すべきではないか。
- 都市州は設けるべきではないのではないか。ただし東京 23 区については別途考える必要があるのではないか。
- 道州制導入の際に東京をどう扱うべきか。
- 東京の扱いについて
 - (イ) 関東州に入れると、途方無く豊かで巨大な州ができる。
 - (ロ) 自立した「州」待遇とする。
 - (ハ) 国直轄のワシントン D. C. にする。
 の3案が語られているが、その何れを取るべきか。
- 東京の扱いについて住民数に比して全国機能の比率が著しく高い 10 区、中央・品川・渋谷・港・新宿・千代田・文京・台東・墨田・江東等を国直轄州とし、首長は政府任命（国会承認人事）とすべきではないか。この地域からの州税は、国が管理して利用できるべきではないか。将来、首都機能が移転する場合も、当該首都地区は政府直轄とすべきではないか。
- 過疎地帯、離島等、発展の遅れたところは道州から切り離して国の直轄地にしたらどうかという提案が政治家の間で出ている。
- 道州制下では州都のみ栄えるということではないということを伝えていくべきではないか。

<中間報告以前の各委員の意見>

- 身近な行政のサービスについては最も身近な基礎自治体である市町村が担うべきではないか。
- 住民サービスの大部分を基礎自治体である市町村が受け持つべきではないか。
- 地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供すべきではないか。
- 分権というのは、大事なことでも身近なことでも、とにかく近くで決めること、近くで担

う方がより良いという考え方ではないか。

- シビルミニマム、最も基礎的な「市民を守る」という役割を基礎自治体が担うべきではないか。
- 道州制を支える市町村の行政能力を強化する仕組みが必要ではないか。
- 地方分権の受け皿として相応しい基礎自治体の要件、あり方について地理的特性や人口・面積、権限・財源、人材等の観点から検証する必要があるのではないか。
- 日本の基礎自治体の仕事量は他国と比べて多いが、自己決定能力、自己決定権限に乏しい。基礎自治体が自主的、主体的に仕事ができるようにするという観点からの議論が必要ではないか。
- 基礎自治体でやるべき仕事ができない小規模市町村についてどうするか議論が必要ではないか。
- 政令指定都市制度をどうするのか、首都圏をはじめとする大都市圏域をどうするのかの検討が必要ではないか。
- 都市自治体は将来的には人口 10 万を目指すのが、当面は小規模な都市自治体についても、規模、能力、意欲に応じて一層の事務・事業の移譲等を進めるとともに、広域連合を活用すべきではないか。
- 大都市圏では、もう少し合併が進んだ方がいいのではないか。
- 基礎自治体は、小選挙区の数 300 とし、人口は 15~50 万、その中で 4~5,000 人毎に支所を配置すべきではないか。
- 基礎自治体の規模や数が 300 とか 500 とかありきはおかしいのではないか。
- 基礎自治体が仕事をちゃんとできないような制度設計にすると、国民は深刻な影響を受けるのではないか。
- 道州制の実現のためには市民が基礎自治体にきっちりと自立的に参画していくことが大事ではないか。
- 地方自治の基本は市町村であり、国は市町村に直接命令や指導は行わないようにすべきではないか。
- 住民自治のあり方を検討する必要があるのではないか。
- 市町村の権限を強めるほど、市町村の側も意識を高め、議会もしっかりし、住民の付託に応えられるようにすることが道州制や真の地方分権の第一歩ではないか。
- 基礎自治体が充実するに従って、県の仕事がなくなってくるから、組織維持のために県を拡大して道州制だというのは、いただけない。県は、仕事と権限を基礎自治体に降ろしていくべきで、地方自治の本旨は基礎自治体を育てるということが一番重点ではないのか。
- 指定都市を持つ府県と市の二重構造、つまり二重の議会、議員、二重の投資、職員の見えない重複、その矛盾を抱えたままこれを道州に持ち込むのは問題ではないか。
- 地方分権の受け皿となる「基礎自治体」の充実が欠かせないのではないか。
- 都道府県との役割分担を明確に実施できる方法を構築すべきではないか。
- 基礎自治体は、地域住民の生活に密接に関係する行政を行うべきではないか。具体的には、福祉、医療、都市計画や農山漁村の振興等を行うべきではないか。
- 基礎自治体の役割は、生活保護、社会福祉、児童福祉、老人福祉、保育所、幼稚園、消防、救急、生活廃棄物収集・処理、医療、保健所、小中学校、図書館、公園、都市計画、街路、住宅、下水道、公害対策、戸籍、住民基本台帳 等ではないか。

- まちづくり、保健・医療・福祉、基礎教育、生活道路整備、効果が市町村内に限定される経済開発など、地域に密着した行政分野を総合的に展開するべきではないか。
- 道州制は、各ブロックが自らの決定で、統一的な戦略のもと広域的・総合的な施策を行い、魅力と競争力のある地域づくりを進めてゆく仕組みである。そのため、道州は都道府県に代わる広域自治体とし、国から権限移譲、財源移譲、人材移動を受け、地域のことは原則全て責任を持ち、権限を持つ必要があるのではないか。
- 道州は都道府県に代わる広域自治体であり、国の出先機関的性格であるとか国と地方自治体との中間的な役割を持つようなものであってはならないのではないか。
- わが国には地理的条件や歴史・文化的条件などにより、多様な地域性が培われており、その地域性を反映した行政運営を行うため、道州は国と基礎自治体の間で、地域としての意見をとりまとめ、国と対等に交渉が行える広域自治体であるべきではないか。
- カネと権限の面で国と対等関係に近い道州を実現すべきではないか。
- 道州は可能な限り簡素で小さな政府であるべきではないか。
- 道州制は、都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、日本の自治の構造を、市町村（基礎自治体）→道州（広域自治体）→国の3層制に変えていくことではないか。
- 自治体は道州と市町村の二層制とすべきではないか。
- 国と都道府県の間には調整機能を持った組織を（過渡的に）置くことも否定しないが、国から権限と財源を移譲する対象となる道州の位置付けが曖昧・不安定になるうえ、道州制への完全移行が遅れる、または頓挫する懸念が強く、基本的に望ましくないのではないか。
- 二層でなければならないのか、基礎自治体と広域自治体を補完する機能がある多層の地域があつていいというところまで踏み込んで議論してもよいのではないか。
- 中央省庁と地方出先期間の抜本的見直しが前提で、都道府県は存続する。都道府県の廃止は、州と住民との距離が遠くなり、民主的統制の問題が生じる可能性があり、現実的ではないのではないか。
- 多様な地域特性に対応するため、選択肢の多いフレキシブルな制度として、例えば、道州と基礎自治体の中に、一定の役割を担う自治体を置くことを可能としてはどうか。